

「群馬県公契約条例に関する取組方針」の策定について

県では、群馬県公契約条例の施行に合わせ「群馬県公契約条例に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定しました。

今後、取組方針の各項目に着実に取り組むことにより、条例の基本理念を実現するとともに、県と事業者が対等な立場で締結する公契約の公正・適正な運用を行います。

1 名称

群馬県公契約条例に関する取組方針

～社会経済情勢の変化に対応した公契約の適正な運用のために～

2 取組方針の位置づけ

条例に基づき、公契約に係る県の責務として取り組むべき項目を体系的に整理し、学識経験者・関係団体の意見を聴取した上で策定したものです。

今後は必要に応じて、見直し・改定を行いながら運用します。

3 重点項目

（1）スライド制度の適切な活用

賃金の変動に対応した契約金額変更が可能となる「業務委託契約におけるスライド制度」を適切に活用するとともに、対象業務の拡大について検討を行います。

（2）労働環境報告制度の運用

公契約のうち一定の条件を満たすものについて、事業者には公契約従事者の労働環境の報告を求めます。県は報告により労働環境を確認し、必要に応じて自主的な改善を促すとともに、関係機関との連携等により、事業者には労働関係法令の遵守を徹底してもらいます。

4 施行日

令和8年10月1日（群馬県公契約条例と同日施行）

※取組方針は県ホームページ([群馬県公契約条例について](#))に掲載しています。